

# 土佐ジロー飼養マニュアル



高知県土佐ジロー協会

# 目 次

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 1. 土佐ジローとは                | 1  |
| 2. 土佐ジロー飼育の流れ             | 2  |
| 3. 商標登録                   | 3  |
| 4. 飼養管理について               | 4  |
| 5. 飼料給与について               | 8  |
| 6. 主な病気と対策                | 11 |
| 7. 衛生対策                   | 12 |
| 8. 飼養衛生管理マニュアルの<br>作成について | 17 |
| 9. 注意事項                   | 18 |
| 10. 高知県の畜産行政機構            | 19 |

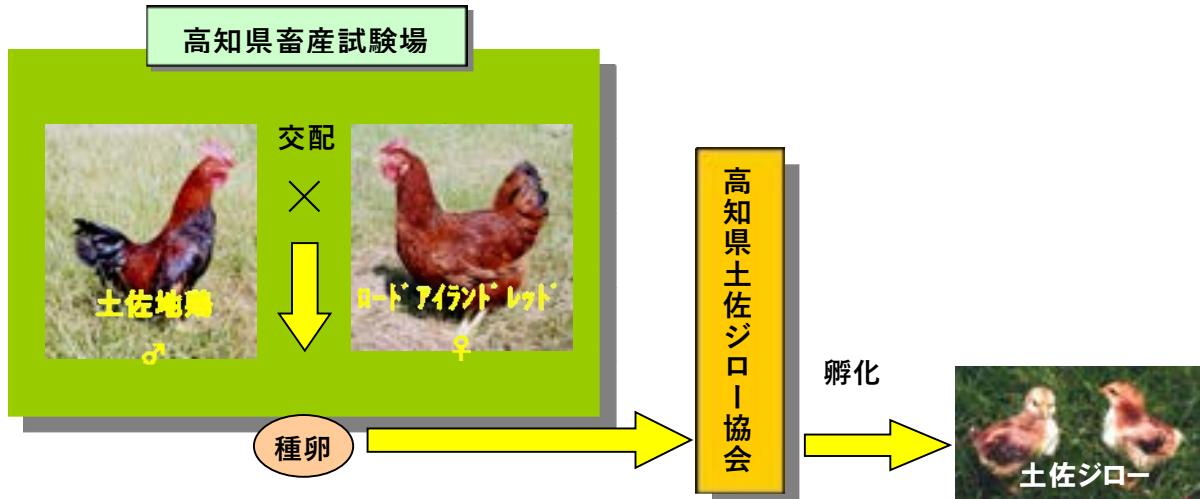
## 付録. 管理様式集

## ～土佐ジローとは～

土佐ジローは、高知県原産の土佐地鶏の雄とロードアイランドレッド（アメリカ原産の在来種）の雌を交配してできた一代雑種です。

高知県畜産試験場で飼養している種鶏（親鳥）の交配によって生産された種卵から孵化したもの（一代雑種）だけが「土佐ジロー」であり、土佐ジロー同士の交配によって生まれたものは「土佐ジロー」とは認められません。

### ○「土佐ジロー」の生産体制



### ○土佐ジローの特徴

- 体重は雄が約 1.5kg、雌が約 1.2kg で、卵の大きさは 40g 前後と一般的な採卵鶏と比較して小柄な鶏です。
- 飼育方法は 28 日齢以降、1 m<sup>2</sup>あたり 4 羽以下で平飼いし、有精卵にするため雌 20 羽に対し 1 羽以上の雄を同居させるよう定めています。

### ○日本農林規格との比較

- 土佐ジローは日本農林規格(JAS)水準における地鶏の基準を満たしています。

|      | 特定 J A S 規格(地鶏肉)                             | 土佐ジロー                                    |
|------|--|--|
| 素ひな  | 在来種由来の血液百分率 50% 以上で、出生の証明ができるもの              | 在来種由来の血液百分率 100% で、高知県畜産試験場で生産された種卵のみを利用 |
| 飼育期間 | ふ化日から 75 日以上飼育していること                         | 肉用の雄はふ化日から 120 日から 150 日程度飼育             |
| 飼育方法 | 28 日齢以降、平飼いで飼育していること                         | 28 日齢以降、平飼いで飼育                           |
| 飼育密度 | 28 日齢以降、1 m <sup>2</sup> あたり 10 羽以下で飼育していること | 28 日齢以降、1 m <sup>2</sup> あたり 4 羽以下で飼育    |

# ～土佐ジロー飼育開始の流れ～

土佐ジローの飼育を始めるには、まず、高知県土佐ジロー協会に入会する必要があります。

## ○ 「高知県土佐ジロー協会」とは

高知県土佐ジロー協会(以下「協会」)は、高知県特産鶏土佐ジローの生産者団体です。

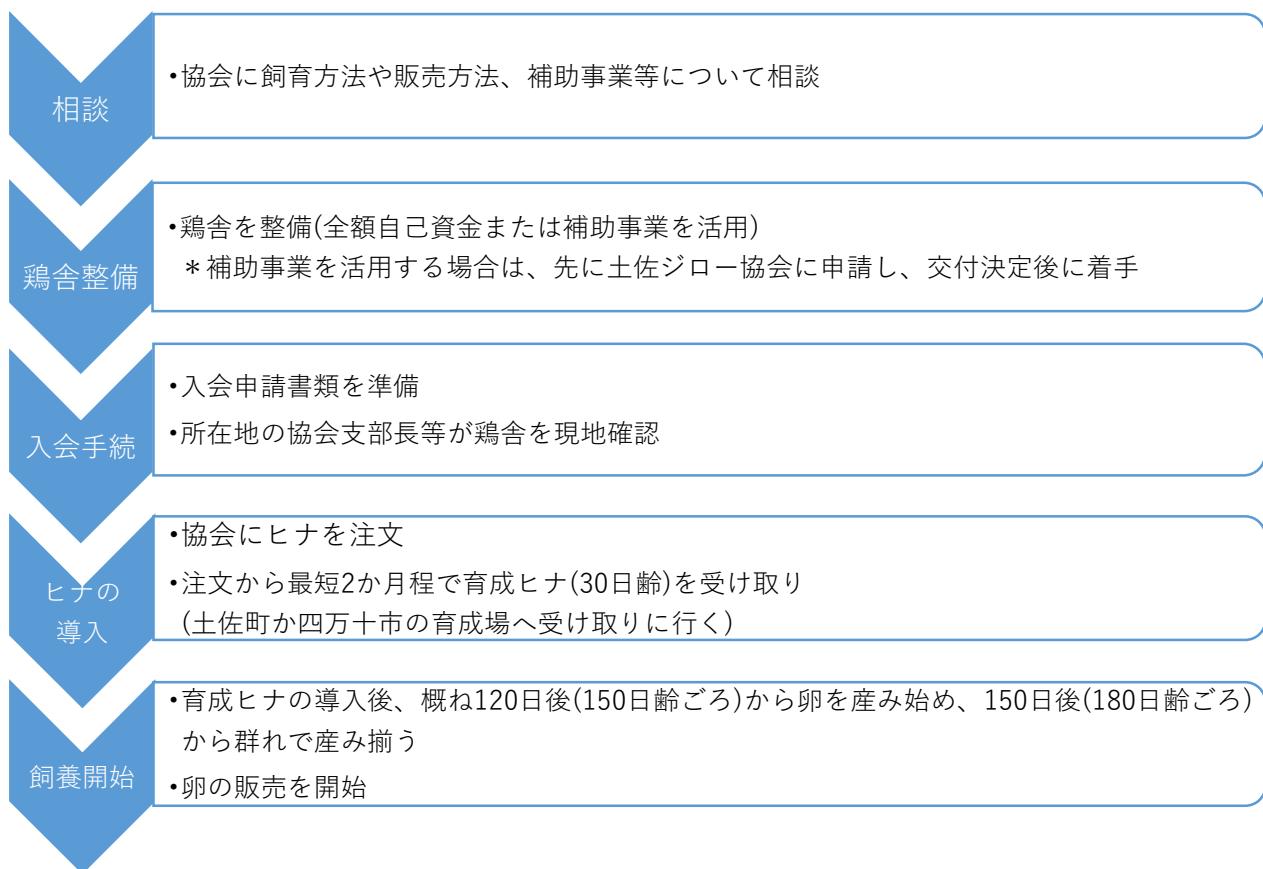
協会は、土佐ジローを飼育する「飼育者会員」と高知県、関係市町村、関係農業協同組合、流通関係者等の「協力会員」で構成されており、高知県畜産試験場で生産された種卵をふ化、育成して飼育者会員へ配布することを主な事業としています。

また、飼育者会員は以下の3種類に分けられています。

○ 1部会員・・・協会に認定登録され、卵の販売を許可されている会員

○ 2部会員・・・協会に認定登録され、肉の販売を許可されている会員

○ 3部会員・・・家庭内消費用として飼育する会員(販売する際は「土佐ジロー」と表示をしてはいけない)



## 【連絡先】

高知県土佐ジロー協会

住 所：高知県高知市若松町1－7

電 話：088-883-8335(FAXも同)

E-Mail：info@tosajiro-kyoukai.jp

## ～商標登録～

土佐ジローは、高知県原産の土佐地鶏を用いて高知県畜産試験場が作出しており、土佐ジローのブランド化を統一的かつ効率的に推進するため、高知県が商標を登録しています。

商 標 「土佐ジロー」 (商標登録①第 3175361 号、②第 3241740 号)

(1) 登録年月日：①平成 8 年 7 月 31 日、②平成 8 年 12 月 25 日

(2) 標権者：高知県 (高知県高知市丸ノ内 1 丁目 2 番 20 号)

(3) 指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分

①区分：29

食肉、食用魚介類(生きているものを除く。)、肉製品、加工水産物、豆、加工野菜及び加工果実、卵、加工卵、乳製品、食用油脂、カレー、シチュー又はスープのもと、なめ物、お茶漬けのり、ふりかけ、油揚げ、凍り豆腐、こんにゃく、豆乳、豆腐、納豆、食用たんぱく

②区分：30

穀物の加工品、菓子及びパン

〈商標マーク〉



(4) 実施許諾

商標は、高知県原産の土佐地鶏を用いて作出された土佐ジローのブランド化を統一的かつ効率的に推進するため、高知県が商標を登録し、「土佐ジローに関する商標権の管理要綱」に基づき、土佐ジロー協会が独占的使用の実施を許諾されています。

## ～飼養管理について～

鶏の管理には、鶏舎内の鶏群全体の状況をよく観察し、把握しておくことが大切です。死亡した個体の有無、産卵の状況、飼料の食べ残し、糞の状態、鶏舎の環境(温湿度、床面の状態など)を記録しておくと、経営管理だけでなく、問題が発生したときにも対応しやすくなります。

### ○観 察

鶏の観察は飼養管理の第一歩です。管理者が鶏群全体の現状をよく把握していないと、良い飼養管理はできません。大規模な機械化された近代的な養鶏場でも、そこに飼養されているものはあくまでも「鶏という生き物」であることを忘れてはなりません。労働効率をよくすることを追求するあまり、このことを忘れがちになります。鶏をよく観察し、鶏にとって最も適した生活環境が与えられているかどうかを的確に判断しなければなりません。

観察とは、鶏の外観をみたり鶏舎内の状況や器具など故障を発見したりするだけにとどまるものではありません。例えば、飼料の摂取量に変化はないか、また産卵率によってその鶏群の状態がどのように推移しているかなどを記録から知ることも重要な観察です。毎日の※管理記録、生産記録、環境変化の記録などを分析し、問題点を早期に改善すると同時に、それらを後の生産または経営上の予測や対策の立案などに役立てるためにも、充分な観察が必要です。

※付録に様式を示しますのでご活用ください。

#### ①鶏の状態

**活 力** 眼がいきいきと輝いていますか？

**外 観** 鶏冠(トサカ)及び顔色は青白く血の氣の引いた様な状態になっていませんか？

暑熱ストレスによって翼を広げたままになつていませんか？

羽の汚れはありませんか？

クチバシを開けっぱなしで呼吸をしていたり、ゼーゼーヒューヒューというような異常な呼吸音はありませんか？

**挙 動** 動作は活発ですか？

力なく翼を垂れたり、佇立(じっと動かない)、開脚している鶏はいませんか？

**産卵率** 前年や他の群の記録と比べて産卵率が低くありませんか？

数日の間に急激に産卵率が低下していませんか？

**食 欲** 飼料摂取量に変わりはありませんか？

飲水量が増加していませんか？

**病 気** 悪癖、病気の兆候はありませんか？

病鶏はいませんか？

※これらに異状を感じた場合には、すぐに最寄りの家畜保健衛生所に相談してください。

## ②給餌・給水の状況

**浪費** 餌こぼれはありませんか？

給餌器・給水器の高さは適切ですか？

**給餌量** 給餌スペースに不足はありませんか？

食べ残しの量がいつもより多くありませんか？

確認するときいつも空になつていませんか？

**給水量** 飲水は十分ですか？

給水器が空になつていませんか？

**清潔度** 飲水・給水器が汚れていませんか？

**その他** 溢れ水、漏水していませんか？

凍結していませんか？

給餌器、給水器に破損はありませんか？

## ③舎内環境

**温度** 昼夜の寒暖差は大きく(10度以上)なつていませんか？

防暑対策は適切ですか？

防寒対策は適切ですか？

**湿度** 敷き料の湿り具合はどうでしょうか？

風通しがよく、空気の滞留する場所はありませんか？

**換気** 床面や敷料が湿ったままなつていませんか？

空気がこもってアンモニア臭のする場所はありませんか？

## ○鶏舎について

鶏の飼育は疾病による被害を受けやすいので、飼育環境には十分な配慮が必要となります。

特に平飼い飼育では床の衛生状況が直接鶏の生育に影響するため、特に注意をしましょう。

①鶏舎は、床面が常に乾燥しているよう管理し、雨が吹き込まないようにしましょう。運動場は水はけを良くし、雨水等が貯留することが予想される場合は、あらかじめ排水路を確保しておくことが大事です。

②鶏舎内は風通しを良くし、換気に注意することが重要です。特に冬期の飼育において、防寒対策で開口部を塞ぐ場合には、最低限朝晩2回の一斉短時間換気により湿度調整を実施し、床のぬれやアンモニア貯留の防止に気をつけましょう。なお、換気の際には冷気(風)が直接鶏に当たらないよう注意しましょう。

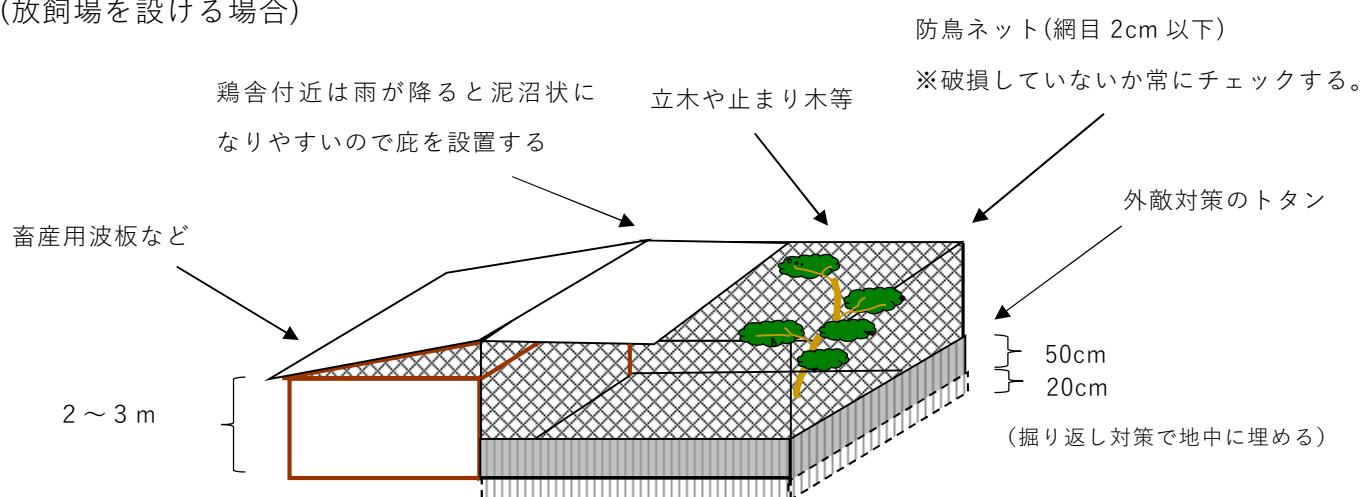
③夏期は、鶏体に直射日光が当たらないよう遮光と防暑対策を行うよう気をつけましょう。屋根に遮光塗料やドロマイド石灰等を塗布することにより、鶏舎内の温度上昇を抑制する効果があります。

④鶏舎・放飼場には網目が2cm以下の金網や防鳥ネット、また電気牧柵等を設置することにより、ネコ、イタチ、キツネ等から鶏を守るとともに、野鳥対策（鳥インフルエンザ対策）を徹底しましょう。

また、獣害防止（穴を掘っての侵入等）やビニールハウスの場合には鶏のつつきによるビニール破損を防ぐため、鶏舎・運動場の周辺やビニールの内側に、床面から50cmの高さまでトタン・ガード等を立ち上げ、また地中に20cmは埋めて設置しましょう。

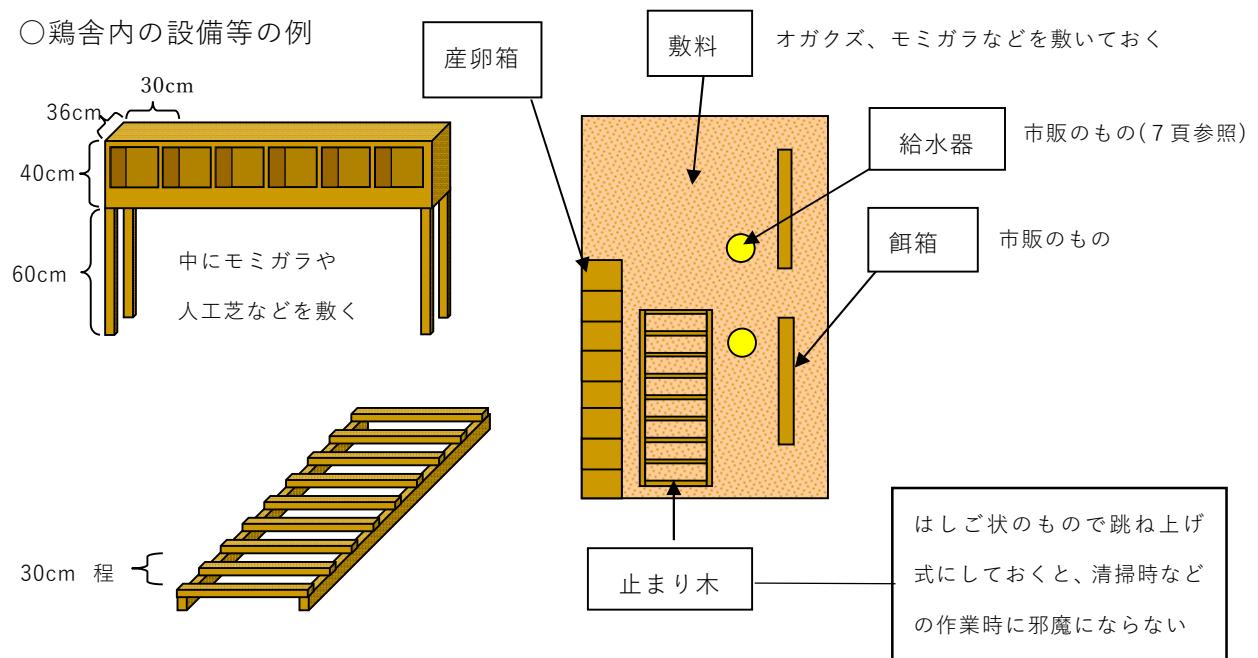
### ～鶏舎例～

#### （放飼場を設ける場合）



- 床面はコンクリートにすると、水洗など清掃がしやすいです。
- 床面を土にする場合には1か月に1回程度土を耕すとよいでしょう。

### ○鶏舎内の設備等の例



## ～TOPIC～

「土佐ジロー」はアニマルウェルフェアに配慮した飼養管理を行っています。

### ○アニマルウェルフェアの定義・指針等

- ・アニマルウェルフェアとは、「動物の生活とその死に関わる環境と関連する動物の身体的・心的状態」と定義されています。
- ・アニマルウェルフェアを考える上で役立つ指針として、「5つの自由」(①飢え、渴き及び栄養不良からの自由、②恐怖及び苦悩からの自由、③物理的、熱の不快さからの自由、④苦痛、傷害及び疾病からの自由、⑤通常の行動様式を発現する自由)が示されています。
- ・アニマルウェルフェアについては、家畜を快適な環境下で飼養することにより、家畜のストレスや疾病を減らすことが重要であり、結果として、生産性の向上や安全な畜産物の生産にもつながることから、アニマルウェルフェアの考え方を踏まえた適切な飼養管理に努めましょう。
- ・具体的には以下の例に加え、「飼養管理について」(4、5 p)で述べた観察・記録に配慮しましょう。

#### (1) 飢え、渴き及び栄養不良からの自由

- ・発育段階等にあわせ、各畜種ごとの栄養要求を考慮し、量と質のバランスが適切な栄養と生理的要求を満たす十分な飲用水を得ることができるよう努めましょう。

#### (2) 恐怖及び苦悩からの自由

- ・過度又は突然の騒音が発生する環境下に置いたり、突発的に又は手荒に扱うといった不適切な取扱いは、鶏に恐怖や苦悩を引き起こすことがあります。鶏舎については、騒音が最小限となるよう維持・管理しましょう。

#### (3) 物理的、熱の不快さからの自由

- ・鶏舎におけるアンモニア等の有害物質の過度な滞留は、呼吸に伴う不快感や疾病の原因となるので、適切に換気を行い、その低減に努めましょう。

#### (4) 苦痛、傷害及び疾病からの自由

- ・治療を行っても回復の見込みがない場合や、著しい生育不良や虚弱で正常な発育に回復する見込みのない場合には、直ちに死亡させるか、直ちに意識喪失状態に至るようにするなど、できる限り苦痛の少ない方法により殺処分を行うようにしましょう。

#### (5) 通常の行動様式を発現する自由

- ・鶏を群飼する際には、鶏同士で優劣の序列をつける習性があることから、群内の鶏同士が敵対して緊張感が増すことがないよう、群の構成に留意しましょう。また、高い密度で飼養することは、けがの発生を増やし、摂食・摂水、運動、休息等の行動に悪影響を与える可能性があることに留意しましょう。

## ～飼料給与について～

- ・飼料は下表を目安に、市販の配合飼料や自家配合飼料（穀類、魚粉など）を給与します。  
なお、穀物飼料は非遺伝子組み換え(Non-GMO)及び収穫後農薬不使用 (PHF)のものとします。
- ・発育ステージごとに飼料を切り替えますが、次の飼料に慣らすため、急に行わず3～4日くらいかけて馴らしながら切り替えていきます。
- ・成鶏期の飼料給与量は1羽当たり1日70～80gを目安とします。

表1：飼料給与の目安

| 発育<br>ステージ | 幼すう期<br>0～30日齢          | 中すう期<br>31～70日齢         | 大すう期<br>71～120日齢        | 成鶏期<br>121日齢以降          |
|------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 給与飼料       | 幼すう育成用                  | 中すう育成用                  | 大すう育成用                  | 成鶏飼育用                   |
| 栄養水準       | CP：20.0以上<br>ME：2,950以上 | CP：17.0以上<br>ME：2,850以上 | CP：14.5以上<br>ME：2,750以上 | CP：18.0以上<br>ME：2,820以上 |

注) 1. CPは粗蛋白質：%、MEは代謝エネルギー:kcal/kg

2. 魚粉を給与する場合は卵に臭いが移行があるので総給与量の5%以内に（配合飼料中のものを含む）に抑えましょう。

### ○緑餌の給与について

- ・緑餌によって卵黄色が変化するので、下記のものを参考に適度に組み合わせて給与します。

|                   | 品名                                    | 備考                        |
|-------------------|---------------------------------------|---------------------------|
| 赤色度<br>を高め<br>るもの | 赤シシトウ（乾燥）<br>赤ピーマン（乾燥）<br>柿の皮、ニンジン    | 総給餌量の1%以下<br>〃<br>飽食      |
| 黄色度<br>を高め<br>るもの | 野草<br>カボチャ<br>イタリアンライグラス<br>ニラ、ニンニクの葉 | 飽食<br>〃<br>〃<br>総給餌量の1%以下 |

#### 緑餌の栽培

春～秋に給与できるもの  
・クローバー  
・スードン  
・シコクビエなど

秋～春に給与できるもの  
・イタリアンライグラス  
・ミズナ、コマツナ  
・ニンジン  
・カボチャ（夏収穫）など

※栽培が困難な場合は、八百屋や農家の廃棄部分の利用なども検討しましょう。

### ○給水について

- ・水は鶏の発育、健康維持、産卵に不可欠なので、いつでも新鮮な水を飲めるようにしましょう。特に夏場は自由に飲水できるように気をつけましょう。また防疫面からも、池等に溜まった水など不衛生な水や野生動物が接する可能性がある水は与えず、できるだけ新鮮な水道水を基本として井戸水や湧き水の場合は消毒してから与えるようにしましょう。※市販のプラスチック製の給水器がよく使われています。

100羽あたりの目安

中すう3ℓ用3個

大すう6ℓ用4個

- ・毎日換えましょう。
- ・水が汚れていたら換えましょう。



## 《育成ヒナの管理》

### 1. 育成ヒナ導入後（30～60日齢）の管理

#### ○導入前の準備事項

- ・使用器具（給餌器、給水器、給温器具）の準備
- ・鶏舎（育雛舎）、使用器具の消毒（鶏舎入口には踏込消毒槽等を設置）

#### ○導入時の対応

- ①到着したヒナは、箱のまま30～60分程度休ませるようにしましょう。
- ②ヒナの恐怖心を和らげ、圧死を防止するため、薄明かりの点灯（15W程度の小電球）を行うとともに、冬場など温度が低くなる場合は飼育箱やチックガード（囲い）を設け給温器具などにより保温（適温は25°C前後）を行いましょう。

#### ○導入後の管理

- ・飼料は市販の中すう育成用飼料を与え、緑餌は適宜給与します。
- ・育成ヒナは体温調整が未熟なため、放飼は行わず、鶏舎内で飼育します。
- ・季節によって保温を継続します。
- ・鶏舎内は毎日掃除するとともに換気を行い、アンモニア臭くならないようにします。

### 2. 61～150日齢の管理

- ・産卵に備えた管理を開始します。放飼を行う場合には、
  - ①好天時に短時間ずつ行い、日齢が進むにつれて放飼時間を2～3時間にします。
  - ②雨天、または地面が濡れている時は放飼を行いません。
- ・冬場は90日齢頃まで保温できる環境で飼養するほうがよいでしょう。
- ・飼料は、70日齢ごろから大すう育成用を給与し、120日齢ごろからは成鶏用に切り替えます。
- ・早い鶏では120日齢ごろから産卵を始めますので、産卵箱を準備します。

## 《成鶏雌（採卵鶏）の管理（150日齢以降）》

- ・鶏群の大きさは50羽以下とすると、管理がし易くなります。（雌20羽に対して雄1羽）
- ・鶏舎は風通しを良くし、床面が湿らないよう敷き料の交換は頻繁に行い、常に清潔で乾燥した状態になるよう心掛けましょう。
- ・鶏舎内には止まり木を設置して、鶏が空間を広く利用し、弱い鶏が逃げることができるようになります。
- ・鳥インフルエンザが発生する冬期（11月～3月）には野鳥との接触を避けるため、放飼は行わず、鶏舎内で飼養します。
- ・鶏舎や放飼場には野鳥や害獣の侵入を防止するための防鳥ネットやテグス等を設置します。
- ・鶏は土を食べてミネラルや微生物を摂取し、自分で体調を整えます。土は植物が育つような黒土がよく、鶏が食べて減ったときは山や畑の土を足しましょう。
- ・鶏は日齢とともに産卵率や卵の品質が低下します。採卵は480日齢までとして計画的に導入及び廃鶏の出荷を行いましょう。

## 《集卵・出荷》

- ・毎日、最低でも朝夕の2回集卵し、特に夏場には可能な限り頻繁に集卵しましょう。また、産卵箱以外に産み落とされた卵は、いつ産卵したものか把握できない場合に腐敗が懸念されるため、出荷しないようにしましょう。
- ・集卵した卵は、つけ置き洗いは絶対にせず、流水で洗い速やかに乾燥させましょう。
- ・卵は冷蔵庫で保管すると、出荷時に水滴が発生して雑菌が繁殖する恐れがあるため、出荷までの間は冷暗所で保管するようにしましょう。
- ・出荷の際は、協会発行の専用ラベルに、必要事項(生産者氏名、住所、電話番号、賞味期限等)を記載して添付します。また、異物混入や消費者の怪我などの防止のため、パック等の包装は溶着又はセロテープを使用し、ホッチキスを使用しないようにしましょう。

## 《肉用鶏の管理（31日齢以降）》

### 1. 施設（鶏舎・放飼場）

- ・1鶏舎あたりの羽数は50～60羽程度とします。多すぎると闘争による事故や病気の発生が高くなります。逆に少なすぎると作業効率が悪くなり、生産性が低下します。
- ・鶏舎は風通しを良くし、常に清潔で乾燥した状態になるよう心掛けましょう。
- ・鶏舎内には止まり木（可動式のハシゴ状のものが良い）を設置します。幼鳥時から止まり癖がついておとなしい鶏になるので、飼料効率が高まり、事故率も下がります。
- ・鶏は土を食べてミネラルや微生物を摂取し、自分で体調を整えます。土は植物が育つような黒土がよく、鶏が食べて減ったときは山や畠の土を足しましょう。
- ・鶏の日陰、隠れ場所、遊び場所等になるよう立木等を設置します。
- ・鶏舎や放飼場には野鳥や外敵の侵入を防止するため防鳥ネットやテグス等を設置します。

### 2. 飼料給与

- ・飼料は下表を目安に市販の配合飼料や自家配合飼料（穀類、魚粉など）を給与します。
- ・発育ステージごとに飼料を切り替えますが、次の飼料に慣らすため、急に行わず3～4日くらい馴らしながら切り替えていきます。
- ・仕上げ期の飼料給与量は1羽当たり1日80～90gを目安とします。

#### ○飼料給与の目安

| 発育<br>ステージ | 幼すう期                    | 中すう期                    | 大すう期                    | 仕上げ期                    |
|------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
|            | 0～30日齢                  | 31～70日齢                 | 71～100日齢                | 101日齢以降                 |
| 給与飼料       | 幼すう育成用                  | 中すう育成用                  | 大すう育成用                  | 大すう育成用<br>+ 脊米等（約20%）   |
| 栄養水準       | CP：20.0以上<br>ME：2,950以上 | CP：17.0以上<br>ME：2,850以上 | CP：14.5以上<br>ME：2,750以上 | CP：14.0以上<br>ME：2,800以上 |

注) CPは粗蛋白質：%、MEは代謝エネルギー:kcal/kg

## ～主な病気と対策～

**病気の対策は、まず予防。飼育環境を清潔に保ち、適切なワクチン接種等を行いましょう。**

| 病名                          | 原因  | 症状               | 対策                           |
|-----------------------------|---|------------------|------------------------------|
| ニューカッスル病<br>(N D)<br>※法定伝染病 | ウイルスによって起こる伝染病。糞、口腔粘膜が健康な鶏の口、粘膜に入ることによって感染。発病すると広範囲に伝播します。  | 濃緑色下痢便、開口呼吸、衰弱   | ワクチン接種                       |
| 伝染性気管支炎 (I B)<br>※届出伝染病     | ウイルスによって起こる伝染病。糞などが健康な鶏の口、粘膜に入ることによって感染します。                 | 異常呼吸音、産卵率低下、卵殻異常 | ワクチン接種                       |
| マレック病 (M D)<br>※届出伝染病       | ウイルスによって起こる伝染病。空気感染する。ほとんどの鶏が一度は感染するが発病する鶏は少ない。             | 脚麻痺、翼麻痺、衰弱       | ワクチン接種(初生時に1回)               |
| 鶏痘 (F P)<br>※届出伝染病          | ウイルスによって起こる伝染病。吸血昆虫による媒介、ウイルスが糞や粉塵とともに直接体内に入って感染します。        | とさか、脚の皮膚などに発痘    | ワクチン接種                       |
| 鶏脳脊髄炎 (A E)                 | ウイルスによって起こる伝染病。卵を介した種鶏からヒナへの感染や、糞などが健康鶏の口、粘膜に入ることによって感染します。 | 脚麻痺(ヒナ)、産卵低下(種鶏) | ワクチン接種                       |
| コクシジウム症                     | 原虫が腸に寄生して起こる。糞からも経口感染する、重要な鶏病の一つです。                         | 血便、貧血、衰弱         | サルファ剤の投与<br>消毒は熱(熱湯、火炎)かオルソ剤 |
| 回虫症                         | 糞、飼料に混じった虫卵を食べることによって感染します。                                 | 下痢、貧血、元気衰弱       | ピペラジン剤の投与                    |
| 外部寄生虫症                      | ダニ、シラミなどの寄生によって起こります。                                       | 貧血、元気衰弱          | 鶏体への低毒性殺虫剤(例:ネグホン粉剤など)の散布    |

### ○ワクチネーションについて

- ・抗生素質や合成抗菌剤といった、抗菌性物質は「飼料安全法」の規定により、大すう(ふ化後おおむね10週間を超えた産卵開始前の鶏)および成鶏に対しその使用が禁止されています。
- ・鶏に使用する医薬品は法律で規制されています。鶏が病気になると医薬品が使用されますが、医薬品使用後は一定期間卵の出荷が停止されます。

**※病気のことやワクチン接種については、最寄りの家畜保健衛生所に相談して下さい。**

ワクチンプログラム  
(例)

|          |              |
|----------|--------------|
| 初生       | MD ワクチン接種    |
| 7日齢      | コクシジウムワクチン投与 |
| 14日齢     | NB、FP ワクチン接種 |
| 21日齢     | IBD ワクチン接種   |
| 56日齢     | NB、FP ワクチン接種 |
| 90-100日齢 | AE ワクチン接種    |

## ～衛生対策～

『飼養衛生管理基準』では、すべての家きんの所有者は飼養する家きんの伝染病の発生予防及びまん延を防止するために農場の防疫体制を構築することが義務づけられています。

### ①定期報告

- ・毎年、飼養している当該家畜の頭羽数及び飼養に係る衛生状況に関し、所有する家畜が所在する都道府県(最寄りの家畜保健衛生所)に報告しなければなりません。

飼養する目的（学術、教育、愛玩、展示等）を問わず、報告の必要があります。

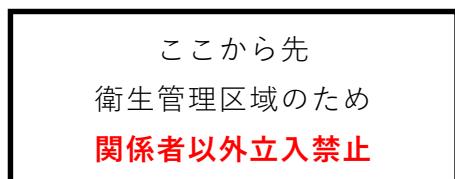
様式([https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku\\_yobo/k\\_shiyou/](https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/))

### ②衛生管理区域の設定

- ・病原体の侵入及びまん延防止を重点的に行う区域を設定します。

衛生管理区域内への関係者以外の人や車の立ち入りは原則禁止です。

- ・看板を設置し、関係者以外の人が立ち入らないようにしましょう。
- ・必要があり、農場に入る場合には手指の洗浄、消毒を実施し、衛生管理区域の出入り口に設置した記録用紙に立ち入った人の氏名、所属等を記入させ、その記録を残すようにしましょう。また、鶏には接触しないようにしましょう。



△看板などの設置



1年以上

△記録の作成・保存

### ③外来車両の立入りの制限

- ・外来の車は専用の駐車場に駐車させます。やむを得ず農場内に入れる場合に車両消毒装置等（＊）で車を消毒します。

\*消毒槽や消石灰帯も効果的です。



△消石灰帯の設置



△車両消毒

#### ④農場内専用の衣服及び靴の設置並びに使用・消毒

- ・飼育者は農場内に入る際に農場内専用の作業服に着替え、専用の長靴に履き替えるようにしましょう。
- ・業務上やむをえず外来者を入場させる場合は、外来者に農場内備え付け作業着や長靴、帽子、手袋を着用してもらうようにしましょう。

#### ○鶏舎専用の長靴等の設置及び使用

衛生管理区域内にある病原体を鶏舎内に侵入させないために、鶏舎ごとに専用の長靴等を設置し使用しましょう。



△鶏舎専用の長靴の使用  
(「農林水産省 HP」出典)



△鶏舎ごとの消毒槽の設置  
(「農林水産省 HP」出典)

#### ○手指消毒の実施

作業の前後には必ず手指の洗浄・消毒をしましょう。（消毒用エタノールや逆性石けん500～1,000倍希釈液が効果的です。）

#### ○長靴消毒の実施

- ・長靴に鶏糞等の汚物が付着していると消毒薬の効果が落ちるので消毒する前にブラシも使用し、しっかり水洗して汚物を除去しましょう。
- ・水道が付近にない場合は、水洗用と消毒用の2つの槽を設置しましょう。





△長靴の消毒方法（「農林水産省 HP」出典）

- \* 消毒薬
  - オルソ剤、クレゾール、逆性石鹼、消石灰など
  - (コクシジウム対策にはオルソ剤が有効)
- \* 消毒薬は毎日交換
- \* きれいに水洗してから消毒薬につける
- \* 使用後の長靴を消毒薬につけた状態で置いておくとより効果的



## ⑤防護柵や防鳥ネットの設置及び点検

衛生管理区域内への野生動物の侵入を防ぐために防護柵等を設置しましょう。また、網目 2 cm以下の防鳥ネットを鶏舎開口部や飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫等に設置し、野鳥等の鶏舎内への侵入を防止します。防護柵や防鳥ネットは定期的に点検し、破損箇所は直ちに修繕しましょう。

## ⑥不必要的物品の衛生管理区域内への持ち込み禁止

特に、他農場や海外で使用した物品（工具等）や衣類等は衛生管理区域内へは持ち込まないようにしましょう。やむを得ず持ち込む場合は消毒（煮沸消毒等）してから持ち込みましょう。

## ⑦農場以外で飼育する動物及び狩猟に関しての注意事項

家庭で飼育する動物や狩猟の際に触れた野生動物が持つ病原体を農場内に持ち込まないように注意しましょう。更衣や長靴の履き替え、消毒の実施等の基本的なことで病原体の侵入を防ぐことが出来ます。

## ⑧愛玩動物の飼育禁止

農場内（衛生管理区域）では愛玩動物を飼育したり、持ち込んだり（出入り）してはいけません。

## ⑨海外渡航時及び帰国後の注意事項

海外渡航時には畜産関連施設（鶏）へは立ち寄らないようにしましょう。また、帰国後一週間以内に衛生管理区域内へ立ち入る際にはシャワーによる体の洗浄、消毒を実施してから入りましょう。

## ⑩海外からの肉製品の持ち込みについて

郵便物等で海外から送ってきた肉製品は検査（検疫）を受けていないことがあります。鳥インフルエンザ等の病原体が含まれている可能性があります。衛生管理区域内への持ち込みは禁止です。本来、検査を受けていない肉製品等を海外から持ち込んだり、受け取ることは罰則の対象になります。

## ⑪健康観察と早期通報

毎日、飼養する家きんの健康観察(ふ化及び死亡の状況や異常の有無を含む)を行い、異変(16 p 参照)があった場合には直ちに最寄りの家畜保健衛生所に通報してください。

## ⑫死亡鶏、淘汰鶏の除去

死亡鶏、淘汰鶏は細菌増殖の温床になるので、毎日除去しましょう。

### ～埋却地を確保しましょう～

- \* 高病原性鳥インフルエンザが発生した場合には殺処分した鶏の死体や飼料等の汚染物品を埋却する土地が必要になります。
- \* 埋却地として家きん 100 羽あたり 0.7 m<sup>2</sup>の土地が必要です。
- \* 適当な埋却地が確保できない場合は、最寄りの家畜保健衛生所か市町村役場にご相談ください。

○この飼育マニュアルへの記載の有無にかかわらず、わからないことや『飼養衛生管理基準』の詳しい内容等については、最寄りの家畜保健衛生所にご相談ください。

※異常に速やかに気づくために毎日の死亡数、産卵率を把握しましょう。

※以下のような異変を発見した場合は至急、最寄りの家畜保健衛生所にご連絡ください。

- ① 1日の家きんの死亡率が、当日から遡って **21日間の死亡率の2倍以上** になっているとき
- ② ①の死亡率が2倍未満だが、以下の状態が確認された場合
  - ▷ 鷄冠、肉垂などのチアノーゼ、沈うつ、産卵低下などの症状がある家きんがいる場合
  - ▷ **5羽以上の家きんがまとまって死亡** している場合

高病原性及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定症状（死亡鶏の状態の例）



出典；飼養衛生管理基準のパンフレット（平成 29 年 2 月）  
鶏その他家きん編

## ～飼養衛生管理マニュアルの作成について（令和4年2月施行）～

○衛生管理基準に病原体を農場内に侵入、まん延させないためのルールを示したマニュアルを作成することが明記されました。（令和2年10月改正）

### \*各農場ごとに作成する必要があります

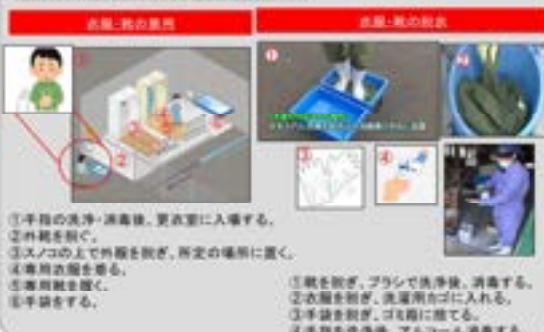
○作成に当たっては、獣医師等（最寄りの家保など）に相談してください。

○作成したマニュアルは農場の従業員だけでなく、外部事業者にも周知徹底してください。

○農林水産省のHPに小規模農家向けマニュアルが掲載されているので参考にしてください。[https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku\\_yobo/k\\_shiyou/](https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/)

### 飼養衛生管理マニュアル（例：小規模農家向け）

#### （1）農場における防疫のための更衣



#### （2）物品の取扱い

##### <措置の内容>

- 他農場で使用した物品や海外で使用した衣服等は、持ち込まない。
- やむを得ず、持ち込む場合は煮沸消毒を行う。



#### （3）野生動物の衛生管理区域内への侵入防止

##### <措置の内容>

- 朝晩〇時間後、通路にこぼれた糞を掃除する。
- 毎週〇曜日、防護柵・防鳥ネットの破損がないか、さらに野生動物の侵入がないか確認する。



- 毎週〇曜日、農場周囲を確認し、必要に応じ除草する。



- 毎週〇曜日、農場内を整理・整頓する。



料保護柵

- 毎週〇曜日、ネズミの侵入跡と粘着シートを確認し、ネズミの侵入状況をチェック表に記録する。



- 侵入跡には、粘着シートを設置し、殺鼠剤を撒く。

#### （4）手指、衣服、靴、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等

##### <措置の内容>

以下のとおり、消毒の対象物に応じた方法で消毒する。



【注意事項】消毒前に表面的に汚物を除去する、十分量の薬液を用いて馬口まで浸透させる、消毒薬作成手順書及び作業日誌を記録し、記録する。

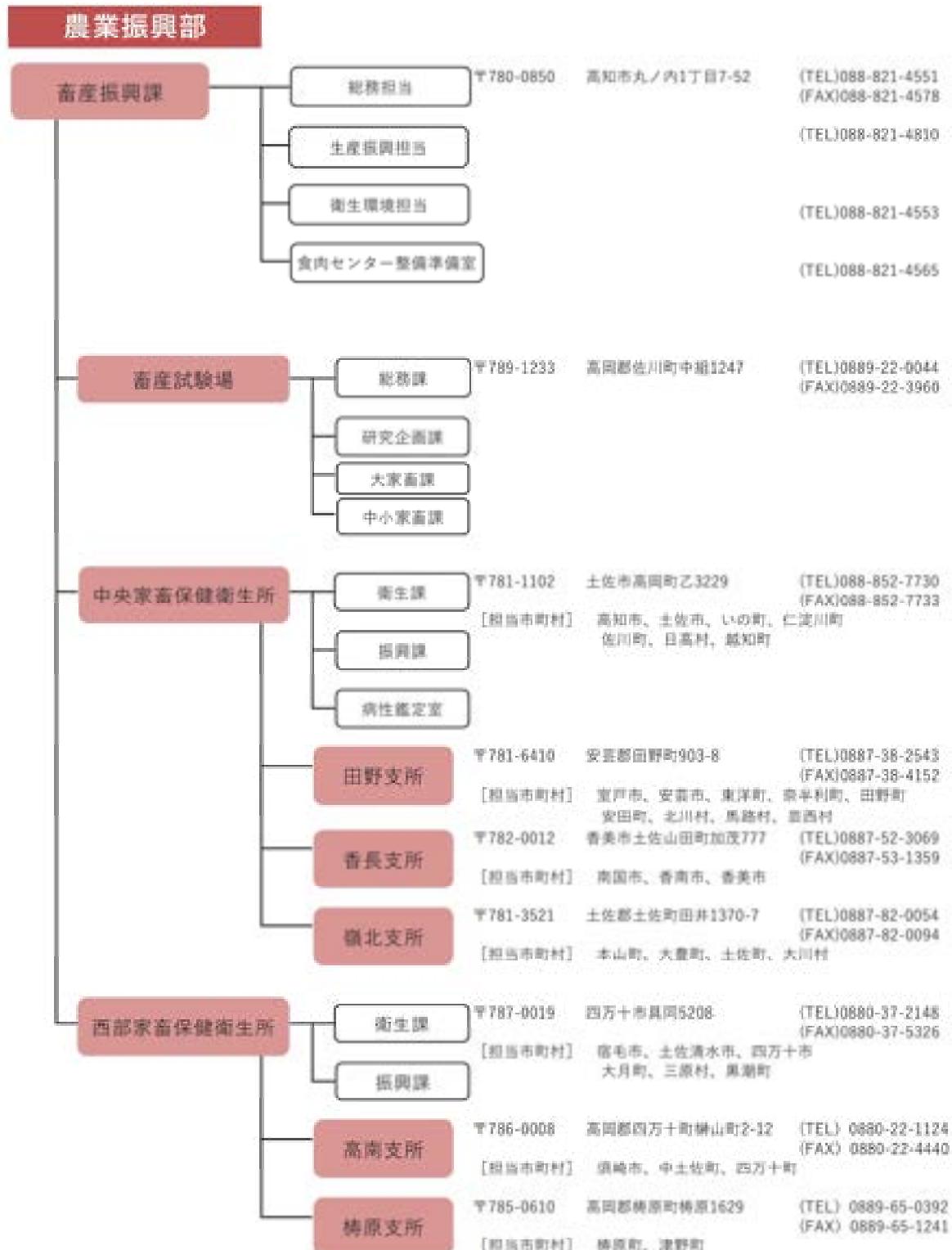
## ～注意事項～

「土佐ジロー卵」として出荷する会員はこれらを遵守してください。

これらが守られていないことが確認された場合は、商標の使用を禁じます。

| 項目          | 確認事項                                | 概要  | チェック |
|-------------|-------------------------------------|---|------|
| 鶏舎          | 1 m <sup>2</sup> 当たり<br>4羽以下        | 鶏舎は家畜伝染病の発生予防を考慮した平飼い鶏舎にして太陽光が入りやすく、風通しが良くなるよう工夫しましょう。<br>土の上で運動できるスペースを設けるのが望ましいです。                        |      |
| 緑餌          | 1日当たり<br>30g以上                      | 緑餌は種類によって水分量が大きく異なるが、1羽に30g/日は目安として毎日の給与を原則とします。<br>アルファアルファミール等の乾草を代用することも可能ですが、できる限り生の緑餌（野菜、野草等）を与えるましょう。 |      |
| 有精卵         | 雌雄同居飼育<br>雌20羽毎に雄1羽                 | 有精卵生産の為、雌雄同居飼育を厳守します。<br>雄鶏が獣害・病気等で死んだ場合、速やかに入手しましょう。   |      |
| 品質管理        | 定期的な<br>卵質検査                        | 定期的に卵質検査（卵黄色、ハウユニット、卵重、卵殻強度等）を行いましょう。   |      |
| 卵重          | 小粒 35~38g<br>中粒 39~44g<br>大粒 45~50g | 左記以外の卵はラベルに規格外等を明記するか、地鶏卵として販売するようにしましょう。<br>ひび割れ、薄い卵殻、形状異常等の卵は出荷しません。                                      |      |
| 飼料          | 非遺伝子組換え及び<br>PHF対応飼料の使用             | 穀物飼料は非遺伝子組換え(NON-GMO)及び収穫後農薬不使用(PHF)対応の物を与えましょう。<br>飼料を自家栽培、自家配合している場合も同様です。                                |      |
| 採卵鶏更新       | 480日齢まで                             | 卵殻の薄弱化及び卵黄率・濃厚卵白質量の低下など、卵の品質低下となるので、卵質保持のためにも計画的に更新しましょう。   |      |
| 廃鶏処理        | 500日齢まで                             | 腹腔内脂肪の増加や、肉が硬くなるなど熟鶏肉の肉質低下につながるため、鶏の更新予定日から食鳥処理場と日程調整して計画的に出荷しましょう。   |      |
| 集卵          | 毎日実施                                | 夏場は気温を考慮しながら、可能な限り頻繁に集卵するようにして、産卵箱以外に産卵した卵は出荷をしないようにしましょう。  |      |
| 洗卵          | つけ置き洗い<br>の禁止                       | 流水又は、ぬるま湯で洗ったのち速やかに乾燥させ、汚れた卵は出荷しないようにしましょう。   |      |
| 保管          | 冷暗所保管                               | 冷蔵庫で保管すると、出荷の際に水滴が発生し雑菌が繁殖する恐れがあるので、冷蔵庫での保管は禁止とします。   |      |
| 表示ラベル       | 協会発行<br>専用ラベルの使用                    | ラベルには、生産者氏名、住所、電話番号、賞味期限を明記して賞味期限は採卵日より2週間以内を目安とし、季節によって考慮しましょう。  |      |
| 包装          | ホッチキス<br>の禁止                        | パック止めは溶着機又は、セロテープを使用しましょう。  |      |
| 病気/<br>衛生管理 | 毎日の観察/<br>飼養衛生管理<br>基準の遵守           | 日々の飼養管理（給餌、集卵等）において鶏の様子を観察して健康管理を行い記録をつけましょう。<br>鶏に異常が認められた場合は速やかに家畜保健衛生所に連絡をして家畜保健衛生所の指導に従うようにしてください。      |      |

# 高知県の畜産行政機構



# **～管理様式集～**

## 生産管理情報（採卵記録表）

年 月

|                   |         |      |                             |     |
|-------------------|---------|------|-----------------------------|-----|
| 鶏舎番号              | ひな導入日   | 導入羽数 | 仕入先<br>(育成場又はふ化場名・納品伝票 No.) |     |
|                   | 年　　月　　日 | 羽    |                             | No. |
| ワクチン接種記録（種類、接種日）： |         |      |                             |     |
| 飼料記録（名称、仕入先）：     |         |      |                             |     |

鷄卵出荷台帳

年 月

※四工程（①ひなの導入、②採卵鶏の飼育、③採卵、④出荷）に関連した納品、仕入れ・出荷伝票などの情報は記録・保管しましょう。

## 飼料等購入受入記録

年 月

## 薬剤等購入受入記録

年 月

来場者記録簿

| 日時                         | 所属 | 氏名 | 用務   | 海外渡航歴  | 消毒の有無   |
|----------------------------|----|----|--|--|---|
| 月　日<br>(　：　)<br>～<br>(　：　) |    |    | <input type="checkbox"/> 配達・配送<br><input type="checkbox"/> 工事・修繕<br><input type="checkbox"/> 検査<br><input type="checkbox"/> 打合<br><input type="checkbox"/> その他 | <input type="checkbox"/> あり<br>(滞在先：<br>)<br><input type="checkbox"/> なし | <input type="checkbox"/> 車両消毒<br><input type="checkbox"/> 靴底消毒<br><input type="checkbox"/> 手指消毒 |
| 月　日<br>(　：　)<br>～<br>(　：　) |    |    | <input type="checkbox"/> 配達・配送<br><input type="checkbox"/> 工事・修繕<br><input type="checkbox"/> 検査<br><input type="checkbox"/> 打合<br><input type="checkbox"/> その他 | <input type="checkbox"/> あり<br>(滞在先：<br>)<br><input type="checkbox"/> なし | <input type="checkbox"/> 車両消毒<br><input type="checkbox"/> 靴底消毒<br><input type="checkbox"/> 手指消毒 |
| 月　日<br>(　：　)<br>～<br>(　：　) |    |    | <input type="checkbox"/> 配達・配送<br><input type="checkbox"/> 工事・修繕<br><input type="checkbox"/> 検査<br><input type="checkbox"/> 打合<br><input type="checkbox"/> その他 | <input type="checkbox"/> あり<br>(滞在先：<br>)<br><input type="checkbox"/> なし | <input type="checkbox"/> 車両消毒<br><input type="checkbox"/> 靴底消毒<br><input type="checkbox"/> 手指消毒 |
| 月　日<br>(　：　)<br>～<br>(　：　) |    |    | <input type="checkbox"/> 配達・配送<br><input type="checkbox"/> 工事・修繕<br><input type="checkbox"/> 検査<br><input type="checkbox"/> 打合<br><input type="checkbox"/> その他 | <input type="checkbox"/> あり<br>(滞在先：<br>)<br><input type="checkbox"/> なし | <input type="checkbox"/> 車両消毒<br><input type="checkbox"/> 靴底消毒<br><input type="checkbox"/> 手指消毒 |
| 月　日<br>(　：　)<br>～<br>(　：　) |    |    | <input type="checkbox"/> 配達・配送<br><input type="checkbox"/> 工事・修繕<br><input type="checkbox"/> 検査<br><input type="checkbox"/> 打合<br><input type="checkbox"/> その他 | <input type="checkbox"/> あり<br>(滞在先：<br>)<br><input type="checkbox"/> なし | <input type="checkbox"/> 車両消毒<br><input type="checkbox"/> 靴底消毒<br><input type="checkbox"/> 手指消毒 |
| 月　日<br>(　：　)<br>～<br>(　：　) |    |    | <input type="checkbox"/> 配達・配送<br><input type="checkbox"/> 工事・修繕<br><input type="checkbox"/> 検査<br><input type="checkbox"/> 打合<br><input type="checkbox"/> その他 | <input type="checkbox"/> あり<br>(滞在先：<br>)<br><input type="checkbox"/> なし | <input type="checkbox"/> 車両消毒<br><input type="checkbox"/> 靴底消毒<br><input type="checkbox"/> 手指消毒 |
| 月　日<br>(　：　)<br>～<br>(　：　) |    |    | <input type="checkbox"/> 配達・配送<br><input type="checkbox"/> 工事・修繕<br><input type="checkbox"/> 検査<br><input type="checkbox"/> 打合<br><input type="checkbox"/> その他 | <input type="checkbox"/> あり<br>(滞在先：<br>)<br><input type="checkbox"/> なし | <input type="checkbox"/> 車両消毒<br><input type="checkbox"/> 靴底消毒<br><input type="checkbox"/> 手指消毒 |

**発行**

高知県土佐ジロー協会

〒780-0812 高知県高知市若松町 1-7

電話 & FAX(088-883-8335)

**監修**

高知県畜産振興課

高知県畜産試験場

高知県中央家畜保健衛生所

平成4年3月 第1版発行

平成9年3月 改訂

平成17年3月 改訂

平成22年3月 改訂

令和4年3月 改訂